

水保第358号
廃第491号
平成24年6月18日

事業者各位

千葉県環境生活部長
(公印省略)

ヘキサメチレンテトラミンの取扱いについて (注意喚起)

先般、利根川水系から取水する浄水場の浄水過程で、水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出された件については、ホルムアルデヒドが直接流出したのではなく、利根川の上流で流れ出した化学物質(ホルムアルデヒド前駆物質)と浄水場の消毒用塩素とが反応してホルムアルデヒドが生成し、水道水質基準を超過したものと考えられ、「今回水道水質基準を超過して検出されたホルムアルデヒドへのヘキサメチレンテトラミン(以下「HMT」という。)の強い関与が示唆される」との厚生労働省及び環境省による原因究明調査結果が公表されたところです。

HMT自体は水質汚濁防止法に基づく有害物質又は指定物質には該当しませんが、同法の規制の有無にかかわらず、HMTを取り扱う事業場にあつては、排水処理や排水の放流等にあたり、HMTによる利水障害が生じないように十分注意するようお願いいたします。

また、HMTを含む産業廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2第6号の規定により、委託した産業廃棄物が適正に処理されるために必要な事項に関する情報を契約書の条項において明らかにするとともに、当該情報が確実に中間処理業者に伝達され、適正に処理が行われるよう十分に御留意ください。

※参考

- ・ホルムアルデヒドの水道水質基準：0.08mg/L以下
- ・ヘキサメチレンテトラミン1gからは、加水分解により理論上最大1.29gのホルムアルデヒドが生成されるとのこと(厚生労働省・環境省公表資料より)

問い合わせ先

【水質関係】

環境生活部水質保全課

水質指導室 水質指導・規制班

電話：043-223-3871

【廃棄物関係】

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室

電話：043-223-2687